(指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部改

正

第二条 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平

成十八年厚生労働省告示第五百四十四号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定障害循趾サービスの事業等の人員、設備及び運営に 関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定 **障害煏祉サービス基準」という。)第五十条第一項第四号に規定** する指定導害福祉サービスの提供に除るサービス管理を行う者と して厚生労働大王が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の 人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年軍生労働省令第百 七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第四条第 一頃第一号イ3に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサ ービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障 **青煏祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年草** 生労働省令第百七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という 。)第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に 除るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は **導害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に** 基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年 厚生労働省令第百七十七号。以下「障害者支援施設基準」という 。)第十一条第一項第二号イ③に規定する施設障害福祉サービス の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定める もの(以下「サービス管理責任者」と総称する。)

び凶に定める要件を満たす者とする。立生活援助又は共同生活援助の提供に係る管理を行う炊の①及、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自イ・サービス管理責任者は、療養介護、生活介護、施設入所支援

間が通算して八年以上である者又は刊から闫までの期間が通问 次の刊及び囗の期間が通算して五年以上である者、闫の期

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定障害循趾サービスの事業等の人員、設備及び運営に 関する基準(平戎十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定 **障害福祉サービス基準」という。)第五十条第一項第四号に規定** する指定導害福祉サービスの提供に除るサービス管理を行う者と して厚生労働大豆が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の 人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年軍生労働省令第百 七十二号。以下「뛈定障害者支援施設基準」という。)第四条第 一頃第一号イ3に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサ ービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障 害煏祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平式十八年軍 生労働省令第百七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という 。)第十二条第一頃第五号に規定する障害福祉サービスの提供に 除るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は **導害者の日常生店及び社会生店を総合的に支援するための法律に** 基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年 厚生労働省令第百七十七号。以下「障害者支援施設基準」という 。)第十一条第一項第二号イ③に規定する施設障害福祉サービス の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定める もの(以下「サービス管理責任者」と総称する。)

び切に定める要件を満たす者とする。立生活援助又は共同生活援助の提供に係る管理を行う炊の⑴及、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自イ・サービス管理責任者は、療養介護、生活介護、施設入所支援

間が通算して八年以上である者又は刊から闫までの期間が通问、次の刊及び□の期間が通算して五年以上である者、回の期

以下「実務経験者」という。)であること。 算して三年以上かつ岡の期間が通算して三年以上である者(

- 業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援のむのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営门 炊の gから fまでに掲げる者が、身体上若しくは精神
 - a 一般相談支援事業、特定相談支援事業、児童煏祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の二第六 頃に規定する障害児钼談支援事業、障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支援するための法律(平式十七年 一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業 、法外訓第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第 大条の二第一頃に規定する障害児相談支援事業、法咐訓 第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭 和二十四年法律第二百八十三号)第四条の二第一頃に規 定する身体障害者相談支援事業、法外則第五十二条の規 定による攻正前の知的障害者福祉失(昭和三十五年法律 第三十七号)第四条に規定する知的障害者相談支援事業 、介護保険法(平式九年法律第百二十三号)第八条第1 十四頃に規定する居宅介護支援事業、司法第八条の二第 十六頃に規定する介護予妨支援事業をの他これらに準ず る事業の従事者

요 (盤)

大条第一項に規定する精神保建届祉センター、生活保護いう。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第の三に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」と、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条る障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)。障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定す

以下「実務経験者」という。)であること。算して三年以上かつ凹の期間が通算して三年以上である者(

l 次の ¤ から ± までに掲げる者が、身体上若しくは精神 上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を賞 むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ 、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の 業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間 a 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」 という。)第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規 定する地域生活支援事業、法附則第二十六条の規定によ る攻正前の児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号 一第六条の二第一頃に規定する障害児相談支援事業、法 外別第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉失 (昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条の二第一頃 に規定する身体障害者相談支援事業、法附訓第五十二条 の規定による攻正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年 法律第三十七号) 第四条に規定する知的障害者相談支援 事業その他これらに準ずる事業の従事者

ㅇ (空)

大条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護いう。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第の三に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」と、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条る障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)。障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定す

又はこれに準ずる者 域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者いう。)、同法第百十五条の四十六第一項に規定する地 ニ十九項に規定する介護医療院(以下「介護医療院」と施設(以下「介護老人保健施設」という。)及び同条第、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健に規定する救護施設及び同条第三項に規定する方理生施設 法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第二項

p~ f (容)

□・□ (容)

- 、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士又は公認心理師があん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉四 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、香護師、淮
- 所支援事業所若しくは児童福祉法第二十四条の二第一項に規児直福祉法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通「障害福祉サービス事業所等」と総称する。)の管理者又は法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等(以下を「所有了る児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。)、管理支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の維持及び向上を目的としてサービス管理責任者、児童発達ス後の別の、は同じ。)等の確保に関する知識及び技術しどス(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の数年度を初けりスが門に掲げる要件に該当する者であって、口に定

他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターその医療院(以下「介護医療院」という。)、同法第百十五健施設」という。)及び同条第二十九項に規定する介護十八項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二法に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第二項法

$\mathbf{p} \sim \mathbf{q}$ (盤)

①・① (盤)

- 基づき当該資格に孫る業務に従事した期間、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格にあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師士、視能訓練士、義敗装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉四 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、香護師、准
- 所支援事業所若しくは児童福祉法第二十四条の二第一項に規児番福祉法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通「障害福祉サービス事業所等」と総称する。)の管理者又は法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等(以下を予る児童発達支接管理責任者をいう。以下同じ。)、管理支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準大をいう。以下同じ。)等団 大後いう。以下同じ。)等の離時の確保に関する知識及び技術しどス(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの選年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の 次の1及び口に掲げる要件に該当する者であって、口に定

定する指定障害児入所施設等の管理者をいう。以下同じ。) 若しくは相談支援専門員(障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事 業の人員及び運営に関する基準(平式二十四年早生労働省令 第二十七号)第三条第二項、障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の 事業の人員及び運営に関する基準(平式二十四年早生労働省 今第二十八号)第三条第一項又は児童福祉法に基づく指定障 **害児钼談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平式二十** 四年早生労働省令第二十九号)第三条第一頃に規定する相談 支援専門員をいう。以下司じ。)として現に従事しているコ に定める実践研修修了者又はサービス管理責任者更新研修受 講開始日前五年間にないてこれらの業務に通算して二年以上 従事していたゴに定める実践研修修了者(サービス管理責任 者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員と して現に従事している口に定める実践研修修了者を除く。) に対して行われる研修であって、別表第四に定める内容以上 のものをいう。以下同じ。)を修了し、当該研修の課程を修 **了した旨の証明書の交付を受けたもの(以下「更新研修修了** をしという。) であること。ただし、コに定めるサービス管 理責任者実践研修を修了した日から五年を経過する日の属す る年度の末日までの間は、炊の一及び口に掲げる要件に該当 する者であって、更新研修修了者でないものを更新研修修了 者とみなす。

① (盤)

当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものに定める内容以上のものをいう。以下同じ。)を修了し、させることを目的として行われる研修であって、別表第三―ビス等の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得であって、サービス管理責任者実践研修(指定障害福祉サ□、次の g、b又は 。のいずれかの要件を満たしている者

定する指定障害児入所施設等の管理者をいう。以下同じ。) 若しくは相談支援専門員(障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事 業の人員及び運営に関する基準(平式二十四年早生労働省令 第二十七号)第三条第二項、導害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の 事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省 今第二十八号)第三条第一項又は児童福祉法に基づく指定障 **害児钼談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平式二十** 四年早生労働省令第二十九号)第三条第一項に規定する相談 支援専門員をいう。以下司じ。)として現に従事しているコ に定める実践研修修了者又はサービス管理責任者更新研修受 講開始日前五年間においてこれらの業務に通算して二年以上 従事していた〕に定める実践研修修了者(サービス管理責任 者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員と して現に従事している口に定める実践研修修了者を除く。) に対して行われる研修であって、別表第四に定める内容以上 のものをいう。以下同じ。)を修了し、当該研修の課程を修 了した旨の証明書の交付を受けたもの(以下「更新研修修了 をしという。) であること。ただし、コに定めるサービス管 理責任者実践研修を修了した日から五年を経過する日の属す る年度の末日までの間は、炊の一及び口に掲げる要件に該当 する者であって、更新研修修了者でないものを更新研修修了 者とみなす。

① (盤)

当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものに定める内容以上のものをいう。以下同じ。)を修了し、させることを目的として行われる研修であって、別表第三ービス等の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得であって、サービス管理責任者実践研修(指定障害福祉サ□ 次のg、b又は。のいずれかの要件を満たしている者

a (咯)(以下「実践研修修了者」という。)であること。

も サービス管理責任者基礎研修受講開始日において実 **筱経験者である者であって、基礎研修修了者となった日** 以後、サービス管理責任者実践研修受講開始日前五年間 において通算して六月以上、指定障害届祉サービス基準 第五十八条第二項から第五項まで(指定障害煏祉サービ ス基準第九十三条、第九十三条の五、第百六十二条、第 百六十二条の五、第百七十一条、第百七十一条の四、第 百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条、 第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十二条、 第二百十三条の十一、第二百十三条の二十二及び第二百 二十三条において準用する場合を含む。以下同じ。)、 指定障害者支援施設基準

第二十三条第二頃から第五頃ま で、障害届祉サービス基準第十七条第二頃から第五頃ま で(障害届祉サービス基準第五十条、第五十五条、第六 十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において 準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは障害者支援 施設基準第十八条第二頃から第五頃まで又は児童福祉法 に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準(平式二十四年早生労働省令第十五号)第二 十七条第二頃から第四頃まで(同令第五十四条の五、第 五十四条の九、第七十一条、第七十一条の二、第七十二 条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用 する場合を含む。)若しくは児童福祉法に基づく指定障 害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平 ☆二十四年早生労働省令第十六号)第二十一条第二項か ら第四頃まで(同今第五十七条にないて準用する場合を 合む。)に関定する業務に従事したものであること。

a (略)(以下「実践研修修了者」という。)であること。

カービス管理責任者基礎研修受講開始日において実 **| 答経験者である者であって、基礎研修修了者となった日** 以後、サービス管理責任者実践研修受講開始日前五年間 において通算して六月以上、指定障害届祉サービス基準 第五十八条第二項から第四項まで(指定障害煏祉サービ ス基準第九十三条、第九十三条の五、第百六十二条、第 百六十二条の四、第百七十一条、第百七十一条の四、第 百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条、 第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条、 第二百十三条の十一、第二百十三条の二十二及び第二百 二十三条において準用する場合を含む。以下同じ。)、 指定

障害者

支援

防災

基準

第二十三条

第二項

から

第四項

ま で、障害届祉サービス基準第十七条第二頃から第四頃ま で(障害煏祉サービス基準第五十条、第五十五条、第六 十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において 準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは障害者支援 施設基準第十八条第二頃から第四頃まで又は児童福祉失 に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準(平式二十四年早生労働省令第十五号)第二 十七条第二頃から第四頃まで(同令第五十四条の五、第 五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の ニ、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条 において準用する場合を含む。)若しくは児童煏祉法に 基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関 する基準(平式二十四年厚生労働省令第十六号)第二十 一条第二頃から第四頃まで(同令第五十七条にないて筆 用する場合を含む。)に規定する業務に従事したもので ものいろ。

ぃ (盤)

口・((()

- る。の証明書の交付を受けた日に実践研修修丁者となったものとすの証明書の交付を受けた日に実践研修の課程を修了した旨賞信者実践研修を改めて修了し、当該研修の課程を修了した旨管修らすとみなし、イの凶の規定にかかわらず、サービス管理者とならなかった旧サービス管理責任者研修修了者は、基礎研いった実践研修修了者又は口に定める期日までに更新研修修了者とならな
- ホ サービス管理責任者(サービス管理責任者のうち一人以上が 常動でなければならない場合にあっては、常動のサービス管理 責任者)が配置されている障害届祉サービス事業所等及び障害 <u>者支援陥毀</u>においては、指定障害福祉サービス基準第五十八条 第二頃から第五頃まで、指定障害者支援施設基準第二十三条第 二項から第五項まで、障害福祉サービス基準第十七条第二項か ら第五頃まで及び障害者支援施設基準第十八条第二頃から第五 頃までに規定する業務を基礎研修修了者に行わせることができ 、当該サービス管理責任者に加えて当該基礎研修修了者を置く ことにより当該寧害僱祉サービス事業所等及び障害者支援施設 に置くべきサービス管理責任者の数に達することとみなすこと により、指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第四号、第 七十八条第一面第三号、第百五十六条第一面第二号、第百六十 大条第一屆第三号、第百七十五条第一屆第三号、第百七十六条 第一項第二号、第百八十六条第一項第二号(指定障害煏祉サー ビス基準第百九十九条において準用する場合を含む。)、第二 百六条の三第二項、第二百六条の十四第一項第二号、第二百八 条第一項第三号、第二百十三条の四第一項第三号、第二百十三 条の十四第一頃第二号、第二百十五条第二頃及び第二百二十条 第一頃第六号、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号イ ③、同項第二号イン、同項第三号イン、同項第四号イの及び同 号にの、同頃第五号イの並びに同頃第六号イの並びに第五条第 二項、障害福祉サービス基準第十二条第一項第五号、第三十九

ロ・((と)

- に実践研修修丁者となったものとする。 了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた日の規定にかかわらず、サービス管理責任者実践研修を改めて修者とならなかった旧サービス管理責任者研修修了者は、イの別かった実践研修修了者又は口に定める期日までに更新研修修了者とならな」、 イの②の柱書きに定める期日までに更新研修修了者とならな
- ホ サービス管理責任者(サービス管理責任者のうち一人以上が ・結構でなければならない場合にあっては、 **責任者)が配置されている障害届祉サービス事業所等において** は、指定障害届祉サービス基準第五十八条第二頃から第四頃ま で、指定障害者支援陥設基準第二十三条第二頃から第四頃まで 、障害福祉サービス基準第十七条第二頃から第四頃まで及び障 害者支援施設基準第十八条第二項から第四項までに規定する業 務を基礎研修修了者に行わせることができ、当該サービス管理 責任者に加えて当該基礎研修修了者を置くことにより当該障害 福祉サービス事業所等に置くべきサービス管理責任者の数に達 することとみなすことにより、웜定障害福祉サービス基準第五 十条第一項第四号、第七十八条第一項第三号、第百五十六条第 一頃第二号、第百六十六条第一頃第三号、第百七十五条第一頃 第三号、第百七十六条第一項第二号、第百八十六条第一項第二 号(指定障害煏祉サービス基準第百九十九条において準用する 場合を含む。)、第二百六条の三第二項、第二百六条の十四第 一頃第二号、第二百八条第一頃第三号、第二百十三条の四第一 頃第三号、第二百十三条の十四第一頃第二号、第二百十五条第 二項及び第二百二十条第一項第六号、指定障害者支援施設基準 第四条第一頃第一号イの、同頃第二号イの、同頃第三号イの、 同項第四号イ3及び同号ロ2、同項第五号イの並びに同項第六 サイツ地グに第五条第二項、導害届祉サービス基準第十二条第 一項第五号、第三十九条第一項第四号、第五十二条第一項第三

を満たしているものとみなすことができる。
を満たしているものとみなすことができる。
図並びに同項第七号イ図並びに第十二条第二項に規定する基準同項第四号イ図、同項第五号イ図及び同号ロ図、同項第六号イ者支援施設基準第十一条第一項第二号イ阅、同項第三号イ図、記いて準用する場合を含む。)及び第九十条第二項並びに障害第七十五条第一項第三号(障害福祉サービス基準第八十八条に第四号、第六十四条第一項第四号、第六十五条第一項第三号、

へ やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた障害福 祉サービス事業所等<mark>及び障害者支援施設</mark>にあっては、当該事由 の発生した日から起算して一年間は、当該障害福祉サービス事 ス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される 者であって、実務経験者であるもの(以下「みなしサービス管 理責任者」という。)について、イツに定める要件を構たして いるものとみなす。ただし、当該みなしサービス管理責任者が 基礎研修修了者(当該事由の発生した日後に基礎研修修了者と なった者を徐く。)であって、当該事由の発生した日以前から 引き続き当該障害僱祉サービス事業所等及び障害者支援施設に 配置されているものである場合にあっては、当該事由の発生し た日から当該みなしサービス管理責任者が実践研修修了者とな るまでの間(当該事由の発生した日から起算して二年間に限る 。)、当該みなしサービス管理責任者について、イのに定める 要件を摘たしているものとみなす。

ム (盤)

11・11 (盤)

別表第四

第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができること、同項第六号イ凶並びに同項第七号イ凶並びに第十二条例、同項第三号イ凶、同項第四号イ凶、同項第五号イ例及び同十条第二項並びに障害者支接施設基準第十一条第一項第二号イビス基準第八十八条において準用する場合を含む。)及び第九十五条第一項第三号、第七十五条第一項第三号(障害福祉サー号、第五十九条第一項第四号、第六十四条第一項第四号、第六

る要件を満たしているものとみなす。る要件を満たしているものとみなす。る。)、当該みなしサービス管理責任者について、イ凶に定めなるまでの間(当該事由の発生した日から起算して二年間に限した日から当該みなしサービス管理責任者が実践研修修了者とに配置されているものである場合にあっては、当該事由の発生の発生した日以前から引き続き当該障害福祉サービス事業所等はめる要件を満たしているものとみなす。ただし、当該争由であるとして配置される者であって、実務経験者であるもの(以られる障害福祉サービス文は施設障害福祉サービスの管理を行はいて提供は、当該障害福祉サービス事業所等になっては、当該事由の発生した工作問は、当該障害福祉サービス事業所等において提供は、やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた障害福

ム (盤)

11・11 (盤)

別表第四

区分	渎 皿	中間教
(盤)	(盤)	(盎)
<□ 111 =		
(三の)		

区分	读 皿	時間教
(盤)	(魯)	(盤)
<□ 1		

を省略することができる。上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習(注) 平成三十六年三月三十一日までの間は、サービスの質の向